

熊本県いじめ調査委員会調査報告書の概要

R2.4.30 熊本県いじめ調査委員会

1 委員会の概要

- (1) 位置づけ：いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び第31条第2項に基づく知事の附属機関として条例で設置（平成25年12月）
- (2) 役割：知事からの諮問を受け、いじめに係る重大事態について学校の設置者等が行った調査の再調査を行う。
- (3) 委員：心理、教育、福祉、法律、医療の専門分野から選任した5人の外部委員で構成。

【委員構成】

(五十音順)

専門分野	氏名	所属
心理	こが かよこ 古賀 香代子	九州ルーテル学院大学教授
教育	こが のりつぐ 古賀 倫嗣（委員長）	熊本大学教育学部名誉教授
福祉	しとう ゆきこ 紫藤 千子	紫藤社会福祉士事務所
法律	ふるた てつろう 古田 哲朗	ふるた法律事務所
医療	よこた しゅうぞう 横田 周三	医療法人横田会向陽台病院理事長

2 事案の概要

- ・平成30年5月17日、本県の県立高等学校（以下「当該校」という。）3年の女子生徒（以下「本生徒」という。）が、自宅で自死を企図し、翌5月18日に亡くなるという事案が発生した。
- ・当該校は、5月18日に「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体とする対応組織を設置し、学校基本調査を実施し、6月15日には県教育委員会に対して「重大事態の発生報告」を行った。
- ・これを受け、県教育委員会では、生徒の自死の背景にいじめの疑いがあることや遺族の要望を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第28条第1項及び「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」（以下「県教育委員会規則」という。）第3条第1項の規定により重大事態としての詳細調査を熊本県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）で実施すると判断し、6月21日に県教育委員会から審議会に対して調査審議の諮問が行われた。
- ・審議会は、6月21日から翌年3月26日までに計24回開催され、この間、遺族、生徒、教員など延べ16回、計50人からの聴き取り調査を行った。
- ・そして、審議会において、調査審議を行った結果、5月17日の本生徒登校後から3

限目終了後、早退までの間の5件をいじめと認定し、自死に影響を与えたと判断するとともに、本事案の課題や今後の再発防止策に対する見解について、平成31年3月26日に報告書として取りまとめ、県教育委員会に対し答申を行った。

- 令和元年5月14日、遺族は、同報告書の内容の一部について納得できない部分があるとして、熊本県知事に対して、法第30条第2項に基づく再調査を求めた。

3 知事からの諮問

本事案に係る県教育委員会の調査結果について、令和元年6月24日に知事から委員会に対し、下記の内容に係る調査審議が諮問された。

- (1) 県教育委員会調査のプロセスや方法等について
- (2) 県教育委員会調査（教員の対応を含む）の見解について
- (3) 県教育委員会（学校を含む）における再発防止等のための取組みについて

4 審議経過

調査委員会の開催	<p>令和元年6月24日～令和2年4月30日までの間、合計15回の調査委員会を開催した。</p> <p>【開催状況】</p> <p>第1回委員会：令和元年 6月24日 第2回委員会：令和元年 7月 8日 第3回委員会：令和元年 7月30日 第4回委員会：令和元年 8月20日 第5回委員会：令和元年 9月17日 第6回委員会：令和元年 9月30日 第7回委員会：令和元年10月15日 第8回委員会：令和元年10月28日 第9回委員会：令和元年11月11日 第10回委員会：令和元年11月29日 第11回委員会：令和元年12月 9日 第12回委員会：令和2年 1月27日 第13回委員会：令和2年 2月17日 第14回委員会：令和2年 3月16日 第15回委員会：令和2年 4月30日</p>
聴き取り調査の実施	<p>令和元年7月から12月までの間、遺族、審議会会長、当該校校長など、計15人から聴き取り調査を行った。</p>

5 検証結果

(1) 県教育委員会調査のプロセスや方法等について

ア 調査に係る組織体制

- ・当該校では、重大事態の発生に備えて、調査を含めたマニュアルが策定されており、概ねマニュアルに沿った対応がなされているが、初動対応等が錯綜する状態となり、結果として、学校基本調査に対する遺族の不信感を招く結果となった。
- ・審議会の委員である弁護士及び学識経験者については、途中交代や不在となる期間があった。また、調査期間中の委員の交代について、遺族に対し、その理由等を丁寧に説明する等の配慮が必要であった。

イ 調査方法

- ・学校基本調査は、当該校と遺族との間で十分な意思疎通が図られていなかったため、審議会では、当該調査報告書の内容等は考慮せずに、新たに調査を行うことを要した。このため、関係生徒に対する聴き取り調査までに事案発生後2か月弱が経過している。学校基本調査について、事前に遺族へ十分説明を行い、要望意見等を踏まえた上で実施するなど、信頼関係の構築が必要であった。
- ・学校基本調査の主体的な実施が困難な場合、当該校は、本事案の背景に「いじめ」が疑われると認識した時点で、法に基づく重大事態として県教育委員会に報告を行い、教育委員会による重大事態としての調査に移行することも選択肢の一つではなかったか。

ウ 事案発生後の当該校及び県教育委員会の対応

(ア) 当該校の初動対応体制

- ・過去2件の自死事案を踏まえ、重大事態事案発生時に現場が混乱することはあらかじめ想定されることから、より実践的なマニュアルや、重大事態発生を想定した研修・訓練等の更なる充実も必要だったのではないか。
- ・学校の管理職においては、重大事態が発生した場合、より一層、全体を把握し、一部の教員に過度に負担が集中していないか、担任・副担任・学年主任等の連携が適切に行われているかなど、的確なマネジメントが求められる。

(イ) 県教育委員会の初動対応体制

- ・事案発生直後から、県教育委員会との「窓口」の役割を担う職員が学校に派遣されたが、様々な混乱も生じ、当該校と県教育委員会との間の意思疎通を欠く場面も見られた。
- ・いじめの初動対応として、緊急支援チームの果たすべき役割は大きいものと考えられ、現場で効果的に機能し実践されたのかなど、十分に検証する必要がある。
- ・県教育委員会は、学校の初動対応や緊急支援チームの活動状況等、全体の状況を的確に把握し、有効に機能するようなマネジメントが必要ではないか。

(ウ) 遺族への対応（自死の公表等）

- ・遺族は、事案発生当時は茫然自失の状態となり、自死した事実の公表等にまで十分考えが及ばない状況だったことが推察できる。結果として、公表するまでに時間が経過し、生徒や保護者の間で様々な憶測が飛び交い、それを伝え聞く遺族の気持ちに揺れが生じ、次第に遺族と当該校との間で公表に関する認識の相違が生じたと考えられる。時間とともに変化する現場の状況や遺族の心情の変化に十分対応できていない面があった。
- ・自死を公表することで早期に調査に着手することができることや自死を公表しないことで生じる問題等について、遺族が理解し納得できるよう、より丁寧な説明を行い、早期に公表し詳細な調査に着手できるような努力が必要であった。
- ・保護者説明会の開催に時間を要したことから、保護者間でも、様々なうわさや憶測が飛び交い、保護者の学校に対する不信感を更に強める結果となった。

(エ) 在校生等への対応

- ・緊急支援チームとスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の間で情報共有等を行う仕組みがないため、SSWは詳細な対応状況等を把握できない状態で支援に入ることとなり、それぞれ個別に対応する結果となった。
- ・本事案に関するスクールカウンセラー（以下「SC」という。）相互の情報共有や、緊急派遣されたSSWとの連携等も行われないうまま、それほど間を置かずに通常のSC業務体制に戻っている。重大事態発生時にこそ、生徒に対する十分な心理的なケアが必要と考えられるため、SC、SSWの具体的な活用方法を再度検証し、マニュアル化する必要がある。

(オ) 『「いじめの加害者」と疑われる生徒」への対応

- ・別室登校させた生徒に対して、その理由や意図等を十分に伝えきれておらず、その結果、本事案への内省のための指導が十分できていなかった。
- ・学校として何を目的に別室登校をさせたのか、内省が進み、教室に戻れる環境等をどのように構築し、校長や担任等はそれに対しどのように関わるのかという方針が明確に示されなかったことが、別室登校した生徒をはじめ、在校生や保護者から学校に対する不信感が更に強まる結果となったのではないか。

(2) 県教育委員会調査（教員の対応を含む）の見解について

ア いじめの認定及びいじめと自死との因果関係等

- ・いじめの疑いがある事柄の整理から事実認定までの調査は、基本的に過去2回の本委員会が示した検証の方法が採用されており、特段の問題は見受けられない。
- ・いじめの認定についても、法で規定する3つの要件を概ね適切に適用していると認められる。
- ・本委員会としては、本生徒が「書き残した文書」にある「誰も助けてくれなかった。」、

「もう死にたいと思った。だって死ねばいいって言われたから。」という文言だけで、社会通念上、「事実」として認定された「いじめ」と自死との因果関係を認めることができる」と判断した。

- ・教育委員会報告書に示された「本審議会は、『いじめ』が自死行為の惹起に対して少しでも影響を与えたと認められた場合には、再発防止の必要性があるものとして、因果関係を肯定する」という主張は、これまで本委員会が審議を行った2つの事案に関して積み重ねてきた「因果関係の考え方」からはあまりにも「広義かつ非限定的な定義」であり、「再発防止の必要性があるものとして、」は論理的に意味をなさないと思料される。

イ 事案発生当日2限目の英語教科担当教員の対応

- ・遺族の要望事項の一つである「2限目の英語教科担当教員は、授業中の暴言が本当に聞こえなかったのか、私語を制止できなかったのか、暴言を止められなかったのか。」について、県教育委員会報告書の見解では、「本審議会では、授業者は板書をしている中、同時に複数の場所で私語があり、発言があったことは音としては聞こえていたが、具体的な内容まで理解できたかどうかは判断できなかった。」と示されている。
- ・本委員会が英語教科担当教員を対象に実施した聴き取り調査における同教員の証言の曖昧さや変遷、また、アンケート調査による回答や教室の物理的な距離等を総合的に勘案した結果、本委員会としては、同教員の証言が「正確な事実」であるという確信を持つまでに至らなかった。
- ・事案発生後に、暴言が飛び交っていたことが判明した時点で、すぐに当時の状況を振り返り、記録に残す必要があったのではないかと。特に、英語教科担当教員は当該校の校務分掌で「人権担当」を務めており、一般教員以上に「敏感な人権感覚」を求められていたものであり、普段からの「人権教育」に係る活動の意義が問われる対応であると思われる。

ウ 早退に係る担任の対応

- ・遺族の要望事項の一つである「担任について、涙目で早退の希望を伝えた事実を認定しながらも、担任が、本生徒が涙目になっている理由を確認せず、保護者へ異変を伝えるなど丁寧な申送りをしないまま早退を許可したことについて、当時の認識や見解等について調査がなされておらず、その事実認定がない」ことについて、県教育委員会報告書では、次のように記載しているが、涙目であったことへの認識や対応に関する検証はなされていない。

【県教育委員会報告書より一部抜粋】

■では下を向いて涙目になっていた本生徒が担任に「頭が痛いから帰りたい」と伝えた。担任が「何かあったとね」と聞くと、本生徒は「ただ頭が痛いだけです」と答えた。

早退届をもらって廊下で■が迎えに来るのを二人で待っていた。その時、本生徒は「これって、いじめだよね。(本生徒)のことだよ」と言ったが、Dは何も言えなかった。■が迎えに来て、本生徒は帰宅した。

- このことについて、本委員会では、県教育委員会報告書や聴き取り調査の結果に関する資料を参照するとともに、担任や生徒に対する聴き取り調査を実施することで、当時の状況等について検証を行い、次のことを確認した。

- ① 担任が下を向いて涙目になっている本生徒にどうしたのと尋ねた際、本生徒は「きついです。早退したい。」と答えた。その後、同行した生徒と談笑していたので、担任は「そがん笑えるなら、学校におるたい。」と言葉掛けしている。
- ② 担任は、本生徒は自己紹介でも『私は涙もろい。』と言っており、「涙目」になっていることが多いことから、それ以上のことは気付かなかったと証言している。
- ③ 聴き取り調査では、本生徒はずっと下を向いたままでほとんど発言しておらず、「早退」についても、本生徒ではなく、別の生徒が代わって答えたとされている。

- また、本生徒の出席状況は、授業総日数412日に対して、早退は事案発生当日を含め3日であった。
- こうした聴き取り結果や早退の状況を踏まえると、本生徒は、早退がほとんどなかったことをきちんと念頭に置いて、「早退」に係る事情把握等の努力をすべきであった。「また涙目になっている」という通り一遍の受け止めではなく、普段とは異なった本生徒の態度をもう一步深く掘り下げ、この時点では「暴言」等の事実に係る情報は知らないとしても、本生徒の「いつもとは異なった姿」について、迎えに来た親族へ伝達することはできたのではないかと思料される。

6 県教育委員会（学校を含む）における再発防止等のための取組みについて（提言）

これらの検証を踏まえ、委員会として、重大事態が発生した場合における対応の在り方と、このような不幸な事案を二度と繰り返さないための方策について提言する。

<重大事態が発生した場合の対応>

(1) 学校への提言

ア 実践的な対応マニュアルの整備と教員への周知徹底

- ・ 学校は、本事案を踏まえたマニュアルの再検証を行い、重大事態が発生した場合に組織として対応するための実践的な対応マニュアルとなるよう更なる充実を図るとともに、全教員に十分周知徹底を図る必要がある。
- ・ 学校の管理職にあつては、重大事態が発生した場合、マニュアルによる対応を原則としつつも、遺族への対応や各教職員、S.C, S.S.Wへの対応状況等を踏まえ、役割分担等を見直すなど、適時適切なマネジメントがより一層求められる。

イ 遺族への丁寧な対応等

- ・ 学校は、遺族の心情や要望の変化を丁寧に確認し、対応していく必要がある。
- ・ 真相解明に繋がる調査に早期に着手するためにも、自死の公表について遺族へ丁寧に説明し、理解を得る努力を行う必要がある。
- ・ 保護者説明会についても早期に開催し、保護者に正確な情報を伝えることで、憶測に基づく噂が広がることを防ぎ、学校と保護者との協力関係を維持するよう努める必要がある。

(2) 県教育委員会への提言

ア 実践的な対応マニュアルの整備と管理職のスキルアップ研修

- ・ これまでの重大事態への対応状況を踏まえ、重大事態が発生した場合に学校が組織として対応するための課題等を検証した上で、より実践的なマニュアル案となるよう再度見直し、各学校に周知を図る必要がある。
- ・ 時間の経過とともに変化する状況に適切に対応できるよう管理職のマネジメントスキルの向上を図るため、具体的な事例等を踏まえた、より実践的な研修を充実する必要がある。
- ・ 重大事態等の発生があつた場合、その学校に、一定期間、学校安全に係る危機管理の専門性を持つキーパーソンの配置が必要であり、その業務を担う人材の養成も不可欠である。

イ 遺族への丁寧な対応

- ・ 遺族をフォローし、その心情を丁寧に確認するためにも、第三者の立場から遺族に寄り添った連絡調整や各種支援等を行う仕組み等を検討する必要がある。

ウ 緊急支援チームの有効な活動体制の構築

- ・ 重大事態等の際、SCやSSW等を十分機能させるためには、支援に入る段階で必要な情報を事前に提供するとともに、支援中においても、適宜、課題や認識を共有する仕組みを構築する必要がある。
- ・ 緊急支援チームの課題や問題点、役割等を十分に検証し、より実践的かつ効果的に活用できるような体制の再構築等の検討が必要である。

<再発防止に向けて>

(1) 教員に対する研修体制・研修内容

- ・ いじめや人権に関する研修は、県全体の課題であるため、県教育委員会においては、各学校の状況を踏まえ、教員に当事者意識を持たせるような研修の充実が必要である。
- ・ 教職員は、いじめられた生徒が自分の心の傷を周囲に打ち明ける際、口にできない恐怖心や心配をかけまいとする思いなど複雑な気持ちがあることを十分理解しなければならない。
- ・ 学校及び県教育委員会は、生徒の表面的な発言や表情のみに左右されず、生徒の本心の把握に努めることができるよう、日ごろから研修や様々な機会を捉えて、教職員に対する意識の徹底を図る必要がある。

(2) 「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導

- ・ 差別的表現については、「人権尊重」という観点からも教育を行う必要があり、差別的表現が平気で使われる言語環境に対する指導方針や授業中の私語に対する指導方針等について、教職員間やSC、SSW等も含めて認識を共有するとともに、組織として、生徒の言語環境に対する対応を検討する必要がある。
- ・ 教員は、教育的意図に基づくアクティブラーニングと私語はまったく異なることを再認識し、授業中は進行管理の観点からも、生徒が話している内容に可能な限り注意を払い、少なくとも暴言には気づくことができるような能力が求められる。

(3) 教育相談体制

- ・ 学校は、生徒が気軽に相談できるような環境・体制を整えることにより、いじめを認知しやすくなり、生徒に対する適切な指導を早期に行う機会が生まれることとなることから、いじめを訴えられるような信頼関係を普段から構築する必要がある。
- ・ 教員は、生徒の信頼を得るため、生徒一人一人に対して平等に接するとともに、日ごろから生徒の小さな変化に気づき、教職員間や保護者とも情報共有できるような人間関係、環境づくりが必要である。
- ・ 生徒が日常の小さな悩みを気軽に相談できるような仕組みの体制強化が求められる。

(4) 外部専門職の活用

- ・SCやSSW等、学校外の専門家が学校現場で十分活用されているかなどを検証し、生徒が気軽に相談できるような仕組みを改めて検討するとともに、教員に対するサポートという観点からも、十分な人材の確保について更なる充実・強化が求められる。
- ・SCやSSW等の活用にあたっては、情報共有できる仕組みを構築することが必要である。
- ・いじめは犯罪行為にもなり得るなど、生徒たちの正しい理解を促すため、スクールロイヤー等を活用した、生徒向けの意識啓発授業等の充実を検討すべきである。

(5) 思春期の生徒に対する配慮

- ・生徒は思春期の多感な時期であることも考慮し、表面的な表情・言動だけでなく、一歩踏み込んだ対応が必要なケースもあることを認識する必要がある。
- ・各学校において抱えている特性や課題等を考慮した再発防止策を今後検討する必要がある。

(6) 『いじめの加害者』と疑われる生徒』に対する指導と援助

- ・『いじめの加害者』と疑われる生徒』に係る指導の在り方については、他者への共感性を培うことを基本に、コミュニケーション力に係る指導内容とともに、アサーション・トレーニング、ストレスマネジメント等、多様な観点から総合的なプログラムを検討する必要がある。その効果的な実施のためにも、SCやSSW等、外部の専門家の活用が不可欠である。
- ・大人や社会が見守るべき「子ども」として、確かな「反省」、深まりのある「内省」を踏まえ、これからの人生を生き抜いていくための「援助」の観点からも、的確な指導の取組みが不可欠である。

(7) 情報モラルに対する指導

- ・学校及び教育委員会は重大事態発生時におけるSNS等の注意事項をあらかじめ整理したリーフレット等を事前に作成するなど、重大事態発生時に生徒・保護者に迅速に注意喚起ができる態勢を検討しておく必要がある。
- ・学校内でのスマートフォン等の持ち込みや使用についてのルールが十分徹底されていないことも重要な要因であることから、再度、学校内におけるスマートフォン等のルールについて、生徒及び保護者に対し、指導及び周知の徹底を図る必要がある。

<おわりに>

・「いじめ問題」への対応は、学校における最重要課題の一つである。しかしながら、本事業がそうであったように、そもそも「いじめ」とは何か、教職員や生徒の中で十分な理解がなされていない現状がある。それは、これまでの「いじめ」に対する誤った認識や漠然とした感覚が教職員や生徒に根づいてしまったことにも要因がある。「いじめ」の正しい理解なしには、どれだけ再発防止の取組みが策定、実践されようとも「いじめ」は防止できない。

・また、教職員は、日頃の生徒の表面的な発言や表情のみに左右されず、生徒の本心を把握するとともに、生徒のわずかな変化にも気づくことができるよう努めなければならない。そのためにも、「『いじめ』ほどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という意識を常に持つことが肝要である。

全教職員一人ひとりが、生徒のかけがえのない命を預かっているという職責の重さを改めて認識し、学校及び県教育委員会として実効性のある指導・研修体制の充実を図り、「いじめを許さない学級・学校文化の確立」に向けた取組みを強く望むものである。